

◎ はじめに

「ともに認め合い、話し合い、支えあいながら 暮らすことができるまち 東村山」という当市の地域福祉のまちづくり構想における基本理念及び、「すべての市民のための福祉」「サービス利用者の視点」「地域で支える福祉文化の創造」「人・地域・組織のネットワーク化」「市民・地域・行政の協働」といった基本視点を実現していくため、下記基本目標を掲げ施策の展開を進めてきている。計画期間は平成18年度から23年度までの6年間であるが、現時点での進捗状況を報告したい。

◎基本目標 1. みんなで支え・参加する東村山の福祉<社会参加の促進と交流の推進>

(1) 障害者に対する理解の促進(心のバリアフリーの促進)

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
広報・啓発活動の充実	○新しい課題への広報や啓発活動等を通じてノーマライゼーションの理念の推進を図り、ともに生きる社会づくりを進める。 ○「福祉のつどい」の開催等を通じ相互交流の場や機会を設ける。 ○すべての市民が障害や障害者への理解を深められ、また公共機関・病院等の職員が障害のある人に対し適切な援助ができるように、障害を理解するマニュアル作成をする。	○障害者週間「福祉のつどい」の実施(平成21年12月4日から6日)。 ○「ヘルプカード」、「ヘルプ手帳」の作成・普及。	○継続
福祉教育の充実	○子どもの頃から障害のある人に対する理解と認識を深められるように、小中学校における福祉教育、障害者施設等における体験活動の充実に努める。	○特別支援教育運営委員会啓発部会による、啓発授業の実施。 ○特別支援学校との副籍事業(直接的な交流)の実施。	○東村山市特別支援教育推進計画第二次実施計画に基づく取組みを順次行っていく。
地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	○市民大運動会、市民文化祭、市民産業まつりへの参加を促進する。 ○市民福祉カレッジや障害に対する講習会の開催等の推進・支援に努める。	○市民大運動会に「ふれあいのまち」として参加。市民産業まつりに福祉関係団体による展示・販売。 ○社会福祉協議会による市民福祉カレッジの開催。	○継続

(2) バリアフリーのまちづくり

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
バリアフリー化の推進	○障害者が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備を推進するために、ユニバーサルデザインの導入を図る。	○久米川駅北口にエレベーター、誘導ブロック、だれでもトイレ等を設置。 ○新秋津駅にエレベーター設置。 ○東京都福祉のまちづくり条例に基づいた指導等を行う。	○平成22年度に武蔵大和駅にエレベーターを設置。
移送サービスの充実	○障害者が自由に移動し、様々な活動に参加できるように、移送サービスの充実を図るとともに、新たな移動システムのあり方を検討する。	○コミュニティバスの新規路線も含め市内の公共交通(バス・タクシー)全体の見直しが必要。平成23年度に一定の方向性をだすため検討を行う。	○平成23年度に一定の方向性を出すため検討を継続。

(3) 障害児教育(療育)・保育の充実

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
就学前教育(療育)・保育の充実	○障害児保育に受け入れ拡大等を図る。 ○幼稚園における障害児保育の充実に支援していく。 ○早期発見・治療に努めるため、地域療育支援体制の推進を図る。 ○児童クラブへの障害児受け入れ拡大等充実に努める。	○第2児童クラブを3か所で開設。障害児の受け入れの充実に努めた。 ○認可保育園15施設40人枠で受け入れ実施。 ○就学支援シートモデル事業の拡大 ○特別支援学校コーディネーターによる巡回相談の実施。	○第2児童クラブの建設を進め受け入れ枠の拡大を図る ○継続・拡大(平成23年度1か所、平成24年度1か所 認可保育園を開設予定) ○就学支援シートの本格実施 ○東村山市特別支援教育推進計画第二次実施計画に基づく取組みを順次行っていく。
学校教育の充実	○発達障害を含む心身障害児教育等の充実に努める。	○特別支援教育運営委員会の開催。○顧問講師の活用○特別支援学校コーディネーターによる巡回相談の実施○教員サポーター・学生ボランティアの活用	○東村山市特別支援教育推進計画第二次実施計画に基づく取組みを順次行っていく。
課外活動の充実	○放課後対策・長期休暇時における支援対策を検討する。 ○障害のある子どもの活動の場を広げるために地域交流等の促進を図る。	○地域デイ・グループ事業、日中一時支援事業の実施。 ○「るーと」による「夏休み、冬休み、春休みくらぶ」、「こどもくらぶ」の実施。	○継続。

(4) 生きがいをもてるライフスタイルづくりの支援

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
生涯学習の充実と文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	○豊かな地域生活が送れるようにスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実、スポーツ交流会の推進、体育施設の利用拡大の促進とスポーツ指導者に対する障害者への理解促進を図る。 ○障害者が利用しやすい図書館を目指し、点字図書・音声図書・拡大文字サービス導入等を検討し充実を図る。	○障害者週刊「福祉のつどい」において、「障害のある人たちのアートコンクール」を開催 ○障害者に対する本、雑誌、点字図書、録音テープ(文学、音楽、声の市報等)、CD等の郵送、対面朗読の実施。「大きな活字の本」の貸出し。 ○デジター録音図書(デジタル録音図書)の試作品を制作。	○継続。 ○デジター録音図書制作の習熟を進め、貸出可能なデジター録音図書作成を目指す。
多様な社会参加への促進	○障害者間交流や障害者のボランティア活動を促進する。	○障害者週間「福祉のつどい」の実施(平成21年12月4日から8日)。 ○るーと「テーマ別おしゃべり会」での障害者の交流。 ○るーと「グループホーム交流会」の開催 ○ボランティアセンターによる障害者のボランティア活動のサポート	○継続

(5) 自立と社会参加を促す就労の支援

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
雇用の促進と就労機会の拡大	○一般就労拡大のため市内企業に対する障害者雇用促進の働きかけをする。	○平成21年11月に障害者就労支援室を市民センター1階に開設し障害者就労支援事業開始。障害者自立支援法上の就労移行支援サービスだけでなく、幅広く障害者の就労をサポートが可能となった。	○支援体制づくり ○相談支援機関等との連携体制の強化
市内作業所授産施設の再編	○福祉的就労の充実のため、市内作業所等の事業内容と運営の質的向上の支援を行う。	○小規模作業所では、平成22年4月に1か所(セサミ・萩)が新体系に移行。他に、平成の里・東村山身障者通所授産所・生活実習所が移行。	○障害者の多様化するニーズに対応する施設再編を目指し、引き続き協議を実施。
職場参加・就労支援体制の整備	○障害者の雇用拡大を図るため、就労支援連絡会の推進や新たな就労支援システムの開発、ジョブコーチ制の検討を行う。	○平成21年11月に障害者就労支援室を市民センター1階に開設し障害者就労支援事業開始。障害者自立支援法上の就労移行支援サービスだけでなく、幅広く障害者の就労をサポートが可能となった。	○支援体制づくり ○相談支援機関等との連携体制の強化

◎基本目標2. 市民の声を聴き・ともに考える〈総合的な相談・情報提供体制づくり〉

(1) 相談体制

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
相談体制の推進	○障害者の生活全般に係る相談にきめ細かく対応できるように、障害者地域自立生活支援センター(相談支援センター)の機能強化・充実を図る。 ○個人個人の状況にあった相談、高次脳機能障害及び制度の適用を受けられない障害者等を含めた相談体制の充実を図る。 ○より身近なところで相談できるように身体・知的障害者相談員の活用を推進する。 ○相談窓口の充実を図るため、総合的相談体制の検討を行う。	○「るーと」「ふれあいの郷」による相談支援事業の実施。 ○支援第1係・第2係において高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会連絡会に参加。 ○高次脳機能障害者、発達障害者の相談対応充実のため市職員の専門研修の受講。 ○身体・知的障害者相談員の活用による身近な相談の実施。	○継続。 ○市民向け公開講座による高次脳機能障害の周知と関係各機関での情報共有。
福祉サービスの利用支援	○日常生活に不安のある人が地域で自立した生活を送れるように、地域権利擁護事業や成年後見制度の新しいあり方の検討及び利用促進を図る。 ○福祉サービスを適切に受けられるように、ケアマネジメント制度の導入を検討する。	○福祉サービス総合支援事業・成年後見制度推進事業の実施。	○継続。

(2) 情報のバリアフリー化の推進

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
障害者の特性に配慮した情報提供の充実	○手話通訳者派遣制度の推進を図る。 ○要約筆記者制度の実施について検討する。 ○SPコードによる通知文書等の発送を検討する。 ○点訳・音訳等の障害者への情報伝達手段を充実する。	○手話通訳者派遣事業の実施。 ○要約筆記者派遣事業の実施。 ○SPコードによる通知書の発送。	○手話通訳者派遣事業の継続。 ○要約筆記者派遣事業の継続。 ○SPコードや点訳・音訳等の障害者への伝達手段の充実。
多様な情報媒体の活用推進	○IT講習会等の開催を検討する。 ○ファクシミリ・ホームページ・メール・市報・窓口等の多様な情報提供手段の活用を検討する。	○障害者の状況により、FAXや電子メールにおいて相談対応。 ○障害支援課にて購入したパソコンを中央公民館に保管し、PCサークル等に貸し出しを行っている。	○継続
行政との情報交換	○障害者及び行政との意見交換の機会を設け、情報の共有と相互理解の促進を図る。	○特別支援学校との福祉学習会の開催。 ○障害者団体との意見交換会。	○継続。

◎基本目標3. ひと・もの・しくみの活用と整備<社会資源の有効活用と関連施設の整備>

(1) ボランティアの養成と人材の活用

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
ボランティア等福祉人材の養成と活用	○社会福祉協議会による福祉ボランティアの養成講座等を推進し、障害に理解と熱意を持ったボランティアを養成する。 ○民生委員及び福祉協力員、経験者等、地域の福祉人材を活用する体制づくりを図る。	○東村山ボランティアセンターにおける障害者分野でのボランティア活動の紹介。 ○福祉団体への助成金の支出等、住民活動支援の実施。 ○総合震災訓練への福祉協力員の参加等。(災害スタッフボランティア)	○継続。
福祉関連人材の質的向上	○新しい課題やニーズに対応できる人材の育成や資質の向上のため、市や福祉関係事業所職員の研修会・講演会等への参加の支援をするとともに、専門職及び幅広い分野からの人材の登用と交流の促進を図る。	○事業者においては、サービス管理責任者等の研修参加、市職員については、各種研修に参加。	○継続

(2) 施設の活用と地域の協働による地域福祉の推進

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
NPO等民間団体との協働	○NPO活動や市内病院や民間施設等と連携し、協働を図る。	○福祉団体バザーや講演会等への協力(会場確保、後援等)	○継続
地域施設の活用による拠点づくりと活動の場の充実	○気軽に立ち寄り、様々な人と交流ができるように、市内障害者施設や公共施設における地域活用の促進と相互交流を促進し、活動の場や交流の場及び居場所づくりの確保を検討する。	○「るーと」「ふれあいの郷」における障害者の居場所確保。 ○社会福祉協議会による「ふれあいスペース『いっぶく』」の実施。	○継続。
社会福祉協議会との連携強化	○新しいニーズや制度に即した社会福祉協議会との連携のあり方を検討する。	○毎月2回の定例会議を開催し、よりよい連携のあり方を検討。	○継続

◎基本目標4. 日常生活の中での福祉の充実<身近な地域でのサービスの充実>

(1) 地域生活を支える福祉サービスの充実

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
地域生活支援体制の整備	○三障害一体化のサービスを推進するため、量的・質的サービスの向上及び充実を図る。 ○公的福祉の公平性・透明性・客観性を保証する基準を市民との協働で作成し、サービス提供の適正な運営推進を図る。	○障害者自立支援法による三障害一体化のサービスを推進。	○増大・多様化する福祉ニーズに対応して実施できるサービスの供給方策の検討。
自立を促す福祉サービスの充実	○身体・知的障害者に加え、精神障害者に対するホームヘルプサービス等の法内事業を実施し、三障害一体の居宅サービスの充実を図り、自立を図る訓練事業及び介護者への支援策を推進する。 ○社会参加促進のために、外出支援に係る補助の推進を図る。	○障害者自立支援法による支援の実施。	○継続
地域生活を支える施設サービスの再構築	○障害者自立支援法の実施に向けた障害者福祉施設の再編・整備を支援し、施設の機能や支援内容といったものに着目した支援を図る。	○施設サービスの再編についての協議等の実施。(平成22年3及び4月に市内4ヶ所の施設が新体系に移行、内小規模作業所等は1か所)	○継続。
緊急時援護システムの充実	○緊急時の連絡・救援ネットワークづくりを検討する。	○緊急通報システムの実施。 ○東村山あんしんネットワークの活動。	○継続。

(2) 地域に根ざした保健・医療サービスの充実

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	○疾病予防と検診(受診)を奨励し推進する。 ○保健所や医療機関との連携を強化し、障害者の保健・医療体制の充実や障害者歯科診療等の充実を図る。	○歯科医療連携推進協議会における障害者の口腔ケア等についての理解の促進。 ○障害児(者)及び要介護者等へのかかりつけ歯科医の紹介。 ○小規模作業所等利用者の健康診断費用についても、補助対象経費として運営費補助を行う。	○継続

◎基本目標 5. 福祉へのまちづくりの協働体制<地域福祉の協働・推進体制の整備>

(1) 地域ネットワークの形成

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
地域ネットワークの推進	○地域福祉を効果的に推進するために市内関係事業者・施設・団体間の連絡会等ネットワークづくりをすることにより、情報交換、相互交流による連携と役割分担を進め、協働体制を推進する。	○東村山福祉ネットワークによる活動、支援。 ○東村山市精神保健福祉ケア検討会における関係機関のネットワーク構築。 ○居宅介護事業所交流会におけるネットワークづくり。	○地域福祉の検討の場として、各会の情報を集約し協働体制とするなどの検討。

(2) 防災体制の整備

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
災害時要援護者対策の推進	○災害時要援護者対策としてのネットワークづくりを推進する。 ○日頃から地域における防災・防犯の普及啓発活動を推進する。 ○二次避難所の確保と防災訓練の充実を図る。	○東村山市立第2中学校での総合震災訓練実施(障害者団体、個人参加) ○災害時要援護者の避難支援プランに関し情報収集。 ○6ヶ所の二次避難所の確保。	○継続。

(3) 総合的に展開する推進体制の整備

主な取り組み	展開方向	平成21年度の状況	今後の課題・展開方向等
計画推進体制の整備	○障害者福祉計画推進部会において障害者福祉計画の進行状況、進捗管理及び評価を行う。	○障害者福祉計画推進部会の開催、進捗管理。	○継続。
広域連携体制の整備	○大学や企業等との連携、研修・教育の場としての交流を図る。 ○国・都・近隣市等と広域的な福祉行政の連携を図る。	○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会結成に向け、広域で検討。	○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会結成により、広域連携を図る。
サービスに対する苦情対応と評価	○事業者の苦情対応体制の整備、第三者評価等の導入やその結果の情報公開等を促し、推進する。	○福祉サービス総合支援事業の実施。	○継続。